

兵庫県公報

令和3年10月29日 金曜日 第255号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）	1
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の追加指定（砂防課）	8
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	8
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	8
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	8
○ 落札者等の公示（管理課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	10
○ 同上（同）	11
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	11
正 誤	
○ 令和2年3月31日付け兵庫県公報第30号外	13

告 示

兵庫県告示第1141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 事務所の名称及び所在地
名 称 株式会社アール・ツーエス兵庫支店
所在地 西宮市馬場町1-13エスアール西宮404
- 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社アール・ツーエス
主たる事務所の所在地 福岡市南区井尻4-2-1
- 指定年月日
令和3年11月1日

兵庫県告示第1142号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 医療法人沖繩徳洲会 神戸徳洲会病院

所在地 神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号
 撤回年月日 令和3年9月30日



兵庫県告示第1143号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1及び2の医療機関並びに申出（有効期限の更新）のあった3から5までの医療機関を救急病院と認定した。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 医療法人徳洲会 神戸徳洲会病院
 所在地 神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号
 認定年月日 令和3年10月1日
 認定の有効期限 令和6年9月30日
- 2 名称 社会医療法人社団順心会 順心神戸病院
 所在地 神戸市垂水区小東台868番37
 認定年月日 令和3年10月29日
 認定の有効期限 令和6年10月28日
- 3 名称 甲北病院
 所在地 神戸市北区有野中町1丁目18番36号
 認定年月日 令和3年8月17日
 認定の有効期限 令和6年8月16日
- 4 名称 新須磨病院
 所在地 神戸市須磨区衣掛町3丁目1番14号
 認定年月日 令和3年9月23日
 認定の有効期限 令和6年9月22日
- 5 名称 医療法人社団董会 伊川谷病院
 所在地 神戸市西区池上2丁目4番地の2
 認定年月日 令和3年8月21日
 認定の有効期限 令和6年8月20日



兵庫県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和3年10月18日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	玉瀬地区	令和3年10月29日から 同年11月18日まで	宝塚市役所



兵庫県告示第1145号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
相生市
- (2) 調査を行った期間
平成30年6月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称
相生市若狭野町野々の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
相生市若狭野町野々の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
相生市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
相生市若狭野町若狭野、若狭野町雨内の各一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
相生市若狭野町若狭野及び若狭野町雨内の各一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成20年8月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市福浦の一部 (4) 地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市福浦の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成21年7月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市福浦の一部 (3) (5) 地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市福浦の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成22年1月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市福浦の一部 (8) 地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市福浦の一部
- (5) 認証年月日

- 令和3年10月14日
- 6(1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成22年9月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市福浦の一部(6)地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市福浦の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 7(1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成23年1月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市福浦の一部(9)地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市福浦の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 8(1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成23年9月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市福浦の一部(7)地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市福浦の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 9(1) 調査を行った者の名称
三田市
- (2) 調査を行った期間
平成24年7月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
三田市(天神一丁目、天神二丁目、屋敷町、川除の各一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
三田市天神一丁目、天神二丁目、屋敷町及び川除の各一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 10(1) 調査を行った者の名称
三田市
- (2) 調査を行った期間
平成24年12月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
三田市(屋敷町、三田町、西山一丁目、天神三丁目、南が丘一丁目の各一部地区)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
三田市屋敷町、三田町、西山一丁目、天神三丁目、及び南が丘一丁目の各一部
- (5) 認証年月日

- 令和3年10月14日
- 11(1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成29年2月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町柏原の一部（柏原町柏原Ⅱ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町柏原の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 12(1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成29年12月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（新郷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町新郷の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 13(1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成30年4月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町鴨内の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町鴨内の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 14(1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成30年5月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町柏原の一部（柏原町柏原Ⅳ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町柏原の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 15(1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町賀茂の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町賀茂の一部
- (5) 認証年月日

- 令和3年10月14日
- 16(1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
令和元年6月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市市島町上牧の一部（上牧Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市市島町上牧の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 17(1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
令和元年9月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市島町北奥、喜多の各一部（北奥Ⅳ・喜多Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市島町北奥及び喜多の各一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 18(1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成29年2月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市松帆慶野3（松帆慶野の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松帆慶野の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 19(1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市津井4（津井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市津井の一部
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日
- 20(1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文長田4（倭文長田・倭文土井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文長田及び倭文土井の各一部
- (5) 認証年月日

- 令和3年10月14日
- 21(1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成31年2月から令和3年4月まで
- (3) 成果の名称
淡路市生穂1・佐野1の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市生穂及び佐野
- (5) 認証年月日
令和3年10月14日



兵庫県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年10月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年10月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 2号	明石市魚住町清水字瀬戸川1554番2から 同 市魚住町清水字水田1602番8まで	旧	14.0から 17.0まで	45.0	
		新	14.0から 23.0まで	45.0	



兵庫県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年11月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年10月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 砥堀本町線	姫路市河間町53番から 同 市河間町45番3まで	旧	15.0から 22.0まで	70.0	一部 予定地
		新	15.0から 29.0まで	70.0	



兵庫県告示第1148号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、令和元年兵庫県告示第719号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。
 なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
大原(2)	神戸市	北区	大原一丁目		31番1の一部、31番2の一部、54番1の一部
			山田町小部	大谷	44番22の一部



兵庫県告示第1149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西宮市	阪神間都市計画地区計画	JR西宮駅南西地区地区計画



兵庫県告示第1150号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年10月29日

神戸県民センター長 西 躰 和 美

- 重要調整池の所在地
神戸市西区玉津町小山字下大田125番1外
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町5丁目1番1号	辻 田 泰 徳

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	最低売却価格(円)	建物の有無
1	加東市北野字河原釜784番2	宅地	1,439.67	非公表	有

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号(兵庫県公社館3階)
 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
令和3年10月29日(金)から同年11月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館大会議室(1階)
- (2) 日時
令和3年11月30日(火)午前10時30分

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
電話 (078) 341-7711 内線4875



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年10月29日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
道路管理パトロール車 10台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月1日
- 4 落札者の名称及び住所
兵庫日産自動車株式会社
神戸市中央区北本町通5丁目2番24号
- 5 落札金額
41,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年8月20日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西治字市川端2番9、2番69、2番71
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神崎郡福崎町高橋24番地の1
三光運輸株式会社 代表取締役 三木光治

- 3 許可年月日及び許可番号
 令和3年9月10日
 兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-2-3号(1福崎)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 赤穂市高雄字西ノ久保1540番6、2288番1から2288番3まで、2301番1から2301番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市三左衛門堀西の町216番地
 兵庫西農業協同組合 代表理事 福本博之
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和3年10月6日
 兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-13号(3赤穂)

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第304号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月29日

兵庫県公安委員会
 委員長 大内ますみ

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
- (1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「身辺警備業務」という。)
- (2) 実施期日
 ア 新規取得講習
 令和3年11月29日(月)から同年12月3日(金)までの5日間
 イ 追加取得講習
 令和3年12月2日(木)及び同月3日(金)の2日間
- (3) 実施場所
 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施
 新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和3年12月3日(金)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。
- 2 受講定員
 新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。
- 3 受講対象者
 受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
- (1) 新規取得講習
 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 追加取得講習
 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責

任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和3年11月1日（月）から同月4日（木）までの間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和3年11月10日（水）から同月16日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(ハ) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

正 誤

○令和2年3月31日付け（兵庫県公報第30号外）
兵庫県教育長訓令第5号（県立学校教職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
22	下から22	除く。	除く。次項において同じ。